

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 合同会社、株式会社の相違点

外資系大企業のなかにはアップルジャパン合同会社やアマゾンジャパン合同会社のような合同会社形態である例が散見されます。日本では株式会社が未だ一般的な会社形態ではありますが、合同会社でも出資者の有限責任が確保され、かつ、柔軟な会社運営を行うことが可能です。

合同会社、株式会社の相違点

項目		合同会社	株式会社
設立	定款の認証	不要	必要
	出資を受けた金額の処理	資本金の金額は任意で決め、残りを その他資本剰余金として処理	払込金額の2分の1を超えない金額を 資本準備金として処理することが でき、残りを資本金として処理
	設立費用	約6万円超～10万円	約20万円超～30万円
業務執行	役員（業務執行社員） の形態	社員1名以上 出資者のみ（法人も可）	取締役1名以上、監査役任意 出資者以外も可（法人不可）
	役員の任期	任期なし	取締役 原則2年（最長10年） 監査役 原則4年（最長10年）
	内部機関	制約なし 社員総会は任意設置	株主総会は設置義務あり 取締役会は任意設置
その他	決算公告	不要	必要
	剰余金の分配	原則 出資割合 定款で任意に定めることが可能	出資割合
	株式の公開（上場）	不可	可

お見逃しなく！

- ① 合同会社についても株式会社同様に、合併・分割・株式交換（株式交換完全親法人になる場合）を行うことは可能です。ただし、株式移転・株式交換（株式交換完全子法人になる場合）を行うことはできません。
- ② 合同会社から株式会社へ、株式会社から合同会社への組織変更は一定の手続きを経て行うことができます。